

つくばみらい市告示第**144**号

つくばみらい市市民協働推進委員会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 **5** 年**10**月**11** 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市市民協働推進委員会要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市市民協働推進委員会要綱（令和3年つくばみらい市告示第130号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「もの」を「者」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（任期延長の特例）
- 2 令和3年度中に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

つくばみらい市市民協働推進委員会要綱(令和3年つくばみらい市告示第130号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 識見を有する<u>者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 識見を有する<u>もの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>